

議事要旨(3) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭に新井専門委員長より、特別目的会社（SPE）専門委員会では、SPE を含む連結の範囲の見直しについて、国際会計基準審議会（IASB）における議論の動向を踏まえつつ、来年第 1 四半期での論点整理の公表に向けて検討を進めている旨の説明がなされた。引き続き秋葉主席研究員より、論点整理の公表に向けて検討されている論点について説明がなされた。

- ・ 論点整理には、SPE の連結についての論点を中心に、支配の定義や会社に準ずる事業体の取扱いなどの論点も盛り込む予定である。
- ・ 現在の会計基準における支配の定義は、いわゆる「パワー」の要素が強調され、「便益」の要素が示されていないため、これを明示するような定義に変更する方向で、IASB における議論の動向を勘案しつつ今後検討する予定である。
- ・ 実質的な支配関係の有無については、緊密な者や同意している者を用いることにより、子会社の判定を行う現行の支配力基準の考え方を引き続き適用する方向で検討している。
- ・ 一定の要件を満たす SPE についてその出資者等の子会社に該当しないものと推定する取扱いについては、現行の取扱いを継続するか否か、及びそれに伴って派生的に生ずる論点等も含めて今後検討する。

これらの説明に対する委員等からの発言や事務局からの説明は、以下のとおりである。

- ・ 連結の範囲について、国際的な基準と我が国の基準との差異が今後解消された場合、具体的にどのような影響が出てくるのか等の点について、国内の関係者とのコミュニケーションを十分に図ってほしい旨の発言があり、これに対して事務局からは、国際的な基準と我が国の基準における連結範囲の差異を極力なくすように工夫をするとともに、国内の関係者ともコミュニケーションを十分に取るよう努力するが、IASB、FASB における議論も現時点ではまだ流動的であるため、これらの動向も十分に踏まえた上で対応したいとの回答があった。
- ・ これまで SPE の定義に「倒産隔離が図られている」旨が含まれていなかった理由について質問があり、これに対して事務局からは、現行の連結の基準が作られたのは SPC 法が制定されてから間もない時期であり、恐らく、倒産隔離が制度上含まれていなかったために、会計基準にも組み込まれなかったと考えられると回答された。

以 上